

(1) 子どもの権利

子どもの人権を尊重することは憲法、児童憲章、子どもの権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針等によって、法的・制度的にも裏付けられていることを認識し、子どもの人権を常に意識しながら保育することが必要です。

また、子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等が記されています。私たち大人はその権利を守る責任があります。

保育施設では「子どもの最善の利益」を考慮し「子どもにとって最もふさわしい生活の場」となるよう保育を展開していきます。

子ども一人一人の気持ちに寄り添い、子どもの権利や人権擁護についての意識を高め常に保育を振り返っていくことが必要です。

1	職員全体で子どもの権利や保育園の役割について理解している。	
2	一人一人の子どもの人格を尊重して保育を行っている。	
3	一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら子どもとの継続的な信頼関係を築いている。	
4	子どもの発達や経験の個人差、国籍や文化の違いを理解し、配慮している。	
5	多様な家庭環境を理解し、それぞれの家庭や子どもにとって適切な援助をしている。	
6	性別や障がいの有無などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。	
7	プライバシー（おむつ交換、トイレ、着替え等）に配慮している。	
8	子どもの言動を無視するなどの行為や、不必要な大きな声を出すなど、むやみな制止や禁止はしていない。	
9	否定的、抑圧的、管理的な対応や体を傷つけるような行為などはしていない。	

※本ガイドラインにおける“職員”及び“保育士等”は保育園で働くすべての職員を指します。